

厚生労働省より掲示を義務付けられている手術の件数

(手術件数は令和7年1月～12月)

1. 区分1に分類される手術 手術件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓膜形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

2. 区分2に分類される手術 手術件数

ア	靭帯断裂形成手術等	3
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	2
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0

3. 区分3に分類される手術 手術件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術 手術件数

胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	19
----------------	----

5. 区分5に分類される手術 手術件数

ア	人工関節置換術	70
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人口心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成手術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0